

大分県豊後牛流通促進対策協議会会費規程

令和元年6月28日改正

大分県豊後牛流通促進対策協議会規約（以下「規約」という）第3、4条に定める会員毎に、規約第6条に基づき豊後牛流通促進対策協議会（以下「協議会」という。）に納入する会費は次のとおりとする。

第1 会員会費

会員が納める会費は、当面の間、任意の額とする。

第2 取扱卸業者会員会費

取扱卸業者会員は、次の会費を納入するものとする。

年会費 5万円/年

第3 取扱店会員会費

取扱店会員のうち、県内に所在するおおいた和牛サポーターショップ会員は、次の会費を納入するものとする。ただし、会費の納入は、おおいた和牛サポーターショップ会員認定要領（令和元年6月28日制定）に基づき、協議会から支援を受ける年度のみとする。

年会費 協議会からの支援と同額以上の額/年

第4 納入期限

- (1) 4月1日時点において会員になっている場合

6月30日

- (2) 年度途中において新規に会員になった場合

会員登録日（認定月日）から起算して、3ヶ月以内

ただし、納入期限の日が3月31日を超える場合には、会員登録された年度の3月31日

第5 割引き

取扱店会員及び取扱卸業者会員については、年度途中での加入においては、加入月に応じた割引きを受けることが出来る。ただし、取扱店会員のうち県内に所在するおおいた和牛サポーターショップ会員には適用しない。

加入月	会費の算定式
4月－6月	会費×4/4
7月－9月	会費×3/4
10月－12月	会費×2/4
1月－3月	会費×1/4